

福岡県公報

平成二十四年三月九日
第三千三百七十三号
増刊 ①

目次

条 例 (第二号)

○福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例

(議会議務局調査課) …………… 一

公布された条例のあらまし

◇福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例

(議会議務局調査課)

- 1 定義規定を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十四年四月一日から施行することとした。

条 例

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二号

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成二十四年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号を次のように改める。

八 酒類販売業者(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第九条第一項に規定する販売業免許を受けて酒類を販売する者をいう)。

第九条第一項中「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

附則第一項中「及び第三十七条」を「並びに第三十七条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。